

社会福祉いずみ会役員等の報酬基準

(目的) 第一条 この基準は、社会福祉法人いずみ会(以下「法人」という)の役員及び評議委員並びに評議員選任解任委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(定義) 第二条 この基準で役員とは、法人の理事・監事をいい、評議員並びに評議員選任解任委員と併せて役員等という

(報酬) 第三条 役員等にあたっては、報酬を支給しないものとする。

(費用弁償) 第四条 役員等が理事会・評議委員会・評議委員選任・解任委員会及び入札立ち合い等の特別業務に出席するために、公共交通機関の利用に要した交通費については、その実費を支給するものとする。

2 役員等が自家用車を利用した場合は、片道 10kmまで 800 円の車賃を支給し、それ以上の距離でも同額支給とする。

(改正) 第五条 この基準を改定する場合は、評議委員会の決議を経なければならない。

附則

この基準は平成 30 年 5 月 23 日より施行する。